

## 1 犬猫の新飼養管理基準 ~犬猫の飼養管理基準が具体化されます~

### (1) 対象業種

- ◎犬猫を取り扱う全ての業種が対象(販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、競りあつせん業、譲受飼養業)
- ◎第1種動物取扱業者に限らず、第2種動物取扱業者にも準用されます。

### (2) 新飼養管理基準の概要と経過措置

新基準の内容	経過措置/施行日
<p>① ケージ等の規模・構造</p> <p>○運動スペース分離型(ケージ飼育等)の基準            〈ケージの大きさ〉  <b>犬 タテ(体長の2倍)×ヨコ(体長の1.5倍)×高さ(体高の2倍)</b>  <b>猫 タテ(体長の2倍)×ヨコ(体長の1.5倍)×高さ(体高の3倍)</b>            1つ以上の棚を設け2段以上の構造であること            〈運動スペース〉            ・下記の運動スペース一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保            ・1日3時間以上運動スペースに出し運動させること            ・常時利用可能な状態で維持管理すること</p> <p>○運動スペース一体型(平飼い等)の基準  <b>犬 床面積(分離型ケージの6倍)×高さ(体高の2倍)</b>  <b>猫 床面積(分離型ケージの2倍)×高さ(体高の4倍)</b>            2つ以上の棚を設け3段以上の構造であること</p> <p>○ケージ等の構造            ・金網の床材としての使用を禁止、鋸、割れ、破れ等の破損がないこと。</p>	経過措置あり ★既存事業者は、令和4年6月1日から適用
<p>② 飼養管理に従事する従業員の人数</p> <p><b>犬 1人当たり犬 20頭(うち繁殖犬 15頭)が上限</b>  <b>猫 1人当たり猫 30頭(うち繁殖猫 25頭)が上限</b></p> <p>(注意) ・親と同居している子犬・子猫や繁殖の用に供することをやめた犬・猫は頭数に含めない            ・犬及び猫の双方を飼養保管する場合の1人当たりの上限は、別表で定める</p>	経過措置あり ★既存事業者は、令和4年6月から段階的に適用
<p>③ 飼養保管する環境の管理</p> <p>○飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けること。            ○臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわぬよう、清潔を保つこと。            ○自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。</p>	経過措置なし
<p>④ 健康管理</p> <p>○年1回以上の獣医師による健康診断を受け、診断書を5年間保存すること。            (1年以上継続して飼養又は保管を行う犬猫のみ)            ○繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けること。</p>	経過措置なし
<p>⑤ 展示・輸送方法</p> <p>○犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。            ○飼養施設に輸送後2日間以上、犬猫の状態を目視によって観察すること。</p>	経過措置なし

## ⑥ 繁殖の方法

○繁殖回数・繁殖年齢の制限 犬 雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下 (ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下) 猫 雌の交配時の年齢は6歳以下 (ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下)	経過措置あり 令和4年6月1日
○生涯出産回数や交配時の年齢等について繁殖台帳への記入を義務化 ○犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。 ○帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせ、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。 ○犬又は猫を繁殖させる場合には、健康診断、帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。	経過措置なし

## ⑦ その他

○犬又は猫を飼養保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。 ⌚ 被毛に糞尿等が固着した状態 ⌚ 体表が毛玉で覆われた状態 ⌚ 爪が異常に伸びている状態 ⌚ 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態 ○清潔な給水を常時確保すること。 ○散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬猫との触れ合いを毎日行うこと。	経過措置なし
---	--------

## 2 幼齢の犬猫の販売日齢制限

「生後56日を経過しない」犬猫の販売、引渡し、展示が禁止されます。

ただし、指定犬の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は、「49日」が適用されます。

⌚ 指定犬とは・「秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬」

### 法改正内容に関する問合せ先

ご不明な点や個別相談などは、各保健所へお問い合わせください。

地区	連絡先
東部地区	鳥取市保健所 鳥取市富安二丁目 138-4 【電話】0857-30-8551 【ファクシミリ】0857-20-3962
中部地区	中部総合事務所倉吉保健所 倉吉市東巖城町 2 【電話】0858-23-3149 【ファクシミリ】0858-23-4803
西部地区	西部総合事務所米子保健所 米子市糀町 1 丁目 160 【電話】0859-31-9320 【ファクシミリ】0859-31-9333
県庁	くらしの安心推進課 鳥取市東町 1 丁目 220 【電話】0857-26-7877 【ファクシミリ】0857-26-8171